福彩支援ニュース 第17号 2017.9

発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト http://fukusaishien.com/
電子メール apply@fukusaishien.com
郵便振替口座番号 00130-7-550500　郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】
吉廣慶子（みさと法律事務所）　341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F　みさと法律事務所　tel：048-960-0591　fax：048-960-0592
北浦恵美　tel：04-2943-7578 fax：04-2943-7582

国・東電の開き直り
「原告らの主張には理由がない」
「年間100ミリシーベルトは“低線量”!?」
を許さない！

ぜひ傍聴にお越し下さい！

次回は
開廷時間が変わります

2017年10/4(水)！

13:30開廷　★ 傍聴希望の方は、12：50までにさいたま地裁Ｂ棟前にお越し下さい。

第 17 回期日（2017/7/19）報告

福彩支援事務局

7月19日（水）の第17回期日には、33名の方が傍聴にお越しくださいました。本当にありがとうございました！　今回の期日では、前回の第16回期日より着任した岡部純子・新裁判長に、提訴以来の主張を概説する陳述（「弁論の更新」）を原告・被告双方が行いました。意見や反論を書面で提出するだけで、口頭での意見陳述を避け続けていた被告の国と東電が、はじめて法廷で意見陳述するとあって、傍聴者も固唾をのんで裁判の推移を見守りました。

原告からは、これまでの主張の総まとめとして、今回の津波による被害は国みずからが行った調査報告・科学的知見により、予見可能であったこと、にもかかわらず、想定津波を低く抑え、対策を国・東電が怠ったこと、原告らの被害は、これまでの人生で積み上げてきたものをすべて喪失するという、これまでに類を見ないものであり、ひとつひとつの侵害を個別にみるだけでは足りず、同時に全てを侵害された場合、その侵害の程度・深刻さは格段に大きなものとなること等を訴えました。

（→ 2ページ以降の「更新弁論における説明要旨」を参照）

これに対する**国**の陳述は「**国側には、被告東電に対する規制権限はなく、仮に規制権限があったとしても不行使の違法性は認められない**。本件地震は、原告らが主張する「長期評価」等の主要な知見をもってしても想定外の大地震であり、いかなる点からも**予見可能性が認められない**。また放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい。よって**原告らの主張には理由がない**」と、原告側主張の重要な裏付

けとなっている文科省地震調査研究推進本部「長期評価」(2002／平成14) を「大雑把で信頼できない」と貶(おとし)め、責任回避に終始する唖然とする内容でした。

東電の陳述は「原子力損害の賠償請求に関しては、もっぱら原賠法が適用され、**民法上の問題とはなり得ず、津波・地震対策に係る過失について審理する必要がない。100ミリシーベルト以下の低線量被ばくの危険性は科学的に確認されていない。**東電は公表された中間指針等に基いて原子力損害の賠償基準を策定し、賠償を実施しており、**賠償額及びその損害賠償の範囲は被害者保護の視点を十分に考慮した、十分な合理性・相当性を有する**ものとなっている」と、原告側の主張をことごとく否定する姿勢に終止しました。

国・東電とも「原告らの請求には理由がない」と強調し、福島原発事故以前の年間放射線被ばく許容量の100倍にものぼる100ミリシーベルトの被ばく線量を「低線量被ばく」と強弁するなど、居直りが際立ち、閉廷後、多くの傍聴者から怒りの声が聞かれました。裁判長が原告らの訴えを真摯に受け止め、原告らの被害を正当に評価することを願います。

次回期日は10月4日（水）で、少し間が空きますが、その間、9月22日に千葉訴訟の判決が出される予定です。さいたま訴訟は原告の被害を丁寧に主張していくため、まずは現地検証を目指してのやりとりが続きますが、ぜひ、傍聴のご参加をお願いいたします。

▼次回以降の期日（開廷時間がこれまでと変わります！）

第18回期日 → 10月4日（水）午後1時半 開廷

＊裁判終了後に報告集会、福彩支援総会を行います。

また年会費（1,000円）とカンパを、
ぜひ同封の振替用紙でお送りください。

第19回期日 → 12月20日（水）午前11時 開廷

公正な判決を求める署名も引き続き集めています！

▶2017年8月17日時点で、6,526筆

切り札の署名をどのようなタイミングで提出するか、裁判の流れをにらみつつ検討中です。さらなるご協力をお願いいたします。署名はこちらから。
http://fukusaishien.com/archives/549/

更新弁論における説明要旨（抜粋）

2017年7月19日　福彩訴訟第17回期日

原告ら訴訟代理人弁護士　吉廣　慶子　外

第 1　はじめに

1　2011 年 3 月 11 日，地震により発生した津波が福島第一原発の敷地地盤面を超えて到来した結果，同原発の 1 ～ 4 号機の各建屋が浸水し，全交流電源喪失に陥りました。その結果，各号機は冷却機能を喪失し，その後炉心損傷，放射性物質の大量放出に至り，原告らを含む 15 万人に及ぶ避難者を生み出しました。この事故から 6 年を経過した今も，避難者はいまだ 7 万人以上にのぼります。放射能汚染と地域コミュニティ崩壊による被害はきわめて広範に及び，その深刻さは，史上例のないものです。

2　被告国と東電は，2002（平成 14）年 7 月の時点，またはどんなに遅くとも 2006（平成 18）年 5 月頃の時点までには，福島第一原発立地地点に敷地高さを超えて津波が浸水しうること，及び、それが起きれば福島第一原発は全電源喪失状態に陥り，本件のような事故が起きることを予見することができました。こうした予見ができた以上、被告東電は、建屋や重要な電源設備が浸水により機能喪失することを防ぐため事故回避措置を講じる義務があり，また被告東電を規制する立場にある被告国は、被告東電に対しそれら必要な対策を講じるよう命じるべきでありました。

しかし，本件事故に至るまで、被告らは自らの義務を履行することを怠っていました。被告国は規制権限不行使に基づく国家賠償責任に基づき，また被告東電は不法行為責任に基づき，原告らに生じた損害の賠償責任を負うことは明らかです。

第 2　被告国の責任

＊被告国の国賠法上の規制権限不行使の違法性についての判断枠組み

国の規制権限不行使の違法性に関する最高裁判例では，「当該権限を定めた法令の趣旨，目的や，その権限の性質等に照らし，具体的事情の下において，その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは，国賠法 1 条 1 項の適用上違法となる」と解されており，原告らもこれを基本的な

枠組みと考えます。

本件で原告らが被告国に対して不作為の違法を主張している規制はいずれも，原子炉の安全を維持するための具体的手段・工法・材料に関する詳細設計にかかわる事項であり、電気事業法による規制が可能なものでした。

津波に関する基本設計は，安全設計審査指針によって，安全機能を有する構築物等は、想定される自然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれない設計であること、と定められており，具体的にどのような方法で、原子炉施設の安全性を損なわないようにするかは詳細設計に委ねられていました。かかる考え方は，設置許可後も、科学的知見の進展に応じて国が適切な規制を行うことを目的として、段階的規制を採用した最高裁の考え方とも極めて整合的です。

設置許可後には適切な津波対策をとるよう電力会社に対して命じる権限を有していなかった、などという被告国の主張は、最高裁の判断枠組みから見ても失当であり、責任逃れ以外の何ものでもありません。

＊予見の対象について

被告国の責任を検討する上でもっとも重要な争点は，福島第一原発の敷地高を超えて津波が浸水し，全交流電源喪失をもたらすことについての予見可能性です。

福島第一原発では，非常時に炉心を冷やし続けるために必要な非常用の発電機や配電盤など，ほとんどの電源設備が，各号機のタービン建屋の１階，または地下１階に集中して設置されていました。そして，これらはなんらの防水対策もなされず，浸水に対して無防備な状態で配置されていました。

かかる状態でひとたび、福島第一原発の敷地高さを超えて津波が浸水すれば，地階・地下階にある非常用電源設備は機能を喪失してしまいます。実際, 本件では, 津波により重要な電源設備（配電盤を含む）が被水して機能喪失し，事故に至りました。

そうだとすれば，被告国は，福島第一原発立地地点の敷地高さを超えて津波が浸水する可能性があることを認識しえた段階で，被告東電に対して津波対策を講じるよう電気事業法上の規制を行っていくべきでした。

この点，被告国は，予見の対象は本件で実際に発生した地震や津波であると主張しますが，電源設備の防水対策といった事故防止のための結果回避措置は，電源設備の被水，という結果を予見し得た場合には必ず講ずべきものです。そもそも地震の規模は，津波の規模と比例しませんから，本件で実際に発生した規模の地震が予見の対象だとする被告国の主張は失当です。

＊予見可能性

さきほど述べたような敷地高さを超える津波の予見可能性を裏付ける知見は，2002 年，遅くとも 2006 年までに，国の安全規制の必要性を基礎付けるにあたってもはや無視できない程度に集積されていました。

ア　４省庁報告書

1998 年 3 月国が公表した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」（いわゆる「4 省庁報告書」）は，既往地震・津波だけではなく「想定し得る最大規模の地震・津波」を対象とした津波防災を推進することを宣言し，各地の沿岸部に到来が想定しうる最大規模の津波高さを具体的に示し、各自治体に対し、これに備えた津波対策を推奨しました（7 省庁手引）。これは，既往最大津波を想定した津波対策では防災の効果がなかった 1993 年の北海道南西沖地震の悲惨な体験を踏まえ、以後、既往最大津波を想定した津波対策ではなく、想定しうる最大の津波を想定した津波対策を採るという、国の政策転換でした。

イ　４省庁報告書に対する電力会社らの抵抗（津波評価技術の制定）

このように，被告国は 4 省庁報告書・7 省庁手引きを作成公表する中で，当時の最先端の知見を取り入れ，想定しうる最大規模の津波に対する防災対策を推奨しましたが，こうした政策転換に対して被告東電ら電力会社は大きく抵抗し, 2002 年, 電力会社が中心となり，津波評価技術が策定されました。この「津波評価技術」では, 福島第一原発立地地点で考慮すべき想定津波は，福島沖の既往地震である福島沖地震とされ，想定しうる最大の津波による影響を考慮しなくともよいとしました。その結果、現在、本件事故の結果発生は想定外だったと被告らは主張しています。しかし，そもそも 10M を超える高さの津波の到来を想定から外したのは被告国らであり、かかる被告らの主張は誤りです。

ウ　地震本部・長期評価（2002 年 7 月）

2002 年 7 月，政府の地震調査研究推進本部（地震本部）は「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」を公表しました。この**長期評価**の結論が，被告国らが福島第一原発立地地点の敷地高を超えて津波が浸水する可能性を認識しえたことを原告らが主張する上で，核心的な知見となるものです。

ちなみに 1896 年に明治三陸沖で発生した津波地震は、三陸町綾里白浜で 38.2M を記録し、三陸沖の沿岸部の多くの地点で 10m を超え，2 万 2000 人の犠牲者をもたらした大規模な津波地震です。

このような大規模かつ甚大な被害をもたらした明治三陸地震と同様の津波地震が福島県沖の日本海溝寄りでも起こると，長期評価は 2002 年の時点で結論付けているのです。この長期評価の結論からすれば，被告らが, 福島第一原発の敷地高さ（O.P. ＋ 10m：O.P. は「小名浜港平均海面」）を超えて津波が浸水する可能性を予見しえたこと, 予見すべきであったことは明らかです。

2008 年, 東電は「日本海溝沿いのどこでも明治三陸沖・慶長・延宝地震と同程度の津波地震が起こりうる」という長期評価の考え方によった場合，同原発の敷地は最大でどの程度浸水するかを，試算しました。

その結果，福島第一原発の敷地南側で O.P. ＋ 15.7 メートル, 北側で O.P. ＋ 13.7M の津波高が計算され，敷地を越えてきた津波が各タービン建て屋を 1 ～ 3M 浸水するという結果が示されました。

国の原子力安全保安院や電力事業者が立ち上げた「溢水勉強会」（2006 年）では，福島第一原発 5 号機で，敷地高さ +1m の浸水が長時間継続した場合，建屋内に海水が流入し，電源喪失に至る危険があることが明らかにされました。

以上のとおり，被告国自ら示した公的な津波予測である「長期評価」やその他の知見の集積状況からすれば，敷地高さを超える津波の到来は，2002 年，遅くとも 2006 年までに予見できていたことは，もはや明らかです。

第 3　東電の責任について（結果回避措置）

上記で述べたとおり敷地を越えて津波が建て屋を浸水する津波が到来しうることを被告東電も被告国と同様に予見しえた以上，被告東電はかかる津波による浸水事故の結果を回避するための具体的措置を当然講じるべきでした。

第 4　まとめ

本件事故前まで、被告国が事業者に何らの対策も取らせなかったことが，著しく不合理であることは明らかです。

したがって，被告国の規制権限の不行使には、国賠法上 1 条 1 項の適用上、違法性が認められます。

また被告東電は，原発の設置・運営者として他人に危害を被らせないようにする義務があったにもかかわらず，この義務を怠ったのですから，不法行為責任を負うことは当然です。

第 5　原告らの損害

原告らは、原告全員に共通する損害として、「人格権・居住・移転の自由等を包摂した包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害に対する慰謝料と、一部原告について不動産損害賠償を請求しています。

この「慰謝料」の内実は多岐にわたり、単に住みたい場所に住めない、というものではありません。本件事故による被害は、自分の選択した場所で、仕事に就き、結婚・子育てなどの家庭生活を営み、友人、地域の仲間、同僚など様々な人とのつながりを築き、大自然の恵みを享受し、地域の風習を伝承し、その場所での暮らしの思い出を積み重ねるなど、原告一人ひとりの人生と切り離すことのできない、また、多くの要素が有機的複合的に関連した地域社会での生活全てを根本から覆すという、これまでに類を見ない深刻な被害です。

被告東電は、本件事故による精神的損害について、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針によることが合理的かつ相当である旨主張しています。しかし、原賠審の中間指針は、当事者間での迅速な自主的解決のための一般的暫定的な指針に過ぎず、裁判所を拘束するものではないことは自明です。加えて、賠償額の算定に当たって、十分な議論は全くされておらず、上述のような本件事故による損害の深刻さを考慮すると、原賠審で参考とされた自賠責基準や他の裁判例に比べ低額に過ぎ、また避難指示区域以外からの避難者に対しほとんど賠償がされていないという点で全く参考になりません。

2　本件事故と損害との因果関係

(1) 原告らは避難指示の有無にかかわらず、放射性物質による将来の健康被害を回避するために止むを得ず避難しており、全ての原告に共通する本件事故に起因する損害として、「包括的利益としての平穏生活権」の侵害を主張しています。

(2) 本件事故そのものの甚大さや放射線による健康被害の重大さに関し事故当時知りえた情報を前提に、一般人を基準にすれば、原告らが本件事故後に避難をすることは相当であり、本件事故と原告らの損害に因果関係があることは明らかです。

また、「放射線の確率的影響のリスクが低線量域においてしきい値なしで、線量とともに直線的に増加する」という LNT モデルは、科学的根拠を有し、国際的に広く採用されている考え方であり、放射線被ばくによる健康リスクがゼロとなるのは、放射線被ばくがゼロのときなのです。自然放射線や本件事故前の公衆被ばく線量の規制を考慮すれば、少なくとも年間放射線量が 1mSv 以上である限り避難を継続することは相当といえ、本件事故と原告らの損害に因果関係はあると言えます。

(3) 被告東電は、低線量被ばくのリスク管理に関する WG（ワーキンググループ＝作業部会）報告書などを根拠に避難指示区域以外からの避難者の損害には因果関係がないと主張します。

しかし、WG は、その構成員に偏りがあり、責任の所在も曖昧であるなど、組織自体に問題があります。また、報告書の内容は低線量被ばくのリスクについて、片面的な議論のみ行い、不適切な比較対照を行って被ばくリスクを過小評価し、予防的観点が欠落しているという多数の問題があります。また東電は、WG は避難指示の区域再編のため設置されたという WG の設置趣旨と避難指示の意義を根本的に誤って理解しています。すなわち、避難指示とは、行政が放射線防護政策の一環として強制的に避難を命じることによって、住民の健康影響の低減や健康不安の除去というメリットと、避難によるストレスや日常生活が阻害されるというデメリットを勘案して、ときの行政府長が緊急時の政治的決断に基づき「線引き」をするものに過ぎず、その線引きにより避難指示がなされかった地域においては将来健康リスクが生じないとか、避難が相当でないという主張を導く根拠になりうるものではないのです。

また、避難指示の基準である年間 20mSv について、その参考とした ICRP（国際放射線防護委員会）が述べる「参考レベル」も、あくまで原発事故発生直後といった緊急時の放射線防護策の目安に過ぎず、通常の生活を営む上での公衆被ばくの限度が、LNT モデルを前提に 1mSv とされていることに、何ら変わりはないのです。

(4) また、一度放射性物質で汚染された地域で従前どおり将来の健康被害の不安を抱えることなく安心して生活できるためには、放射性物質を除去する、除染をするほかありません。しかし、国の除染政策は極めて不十分です。

このような状況下で、例え、「国が予定している除染」が終了したとしても、将来の健康被害の不安を抱えずに住める状況になったわけではなく、原告らが避難を継続することは合理的であり、本件事故と避難の継続による損害との因果関係は認められます。

(5) 以上のように、避難指示区域外、及び避難指示が解除された地域から避難し、また避難を継続した原告らの損害にも相当因果関係はあるのです。

以　上

福彩訴訟――これからの展望

北浦恵美（福島原発さいたま訴訟を支援する会代表）

福島原発さいたま訴訟は、2014年6月18日の第1回期日から3年3か月が経ち、これまで17回の口頭弁論期日が開かれ、次回10月4日午後1時半より、第18回目の期日を迎えます。

この間、「傍聴席を満席にする」という支援する会として一番大切な役割を果たすべく、会員の皆様にご協力をいただいてきました。本当にありがとうございました。皆様の温かいご支援のおかげで、この3年間、なんとかやってくることができました。心から感謝いたします。

この1年間も、被害者自身の言葉で語られる原告陳述に、その被害の深刻さに、法廷にいる皆が心揺さぶられる場面がありました。それを聞いてもなお、東電・国の代理人らが、責任を回避する発言をする様、

その東電と国の責任を厳しく追及する弁護団、弁護団陳述に難癖をつける東電、裁判長の交代、それに伴う3者のこれまでの主張のまとめの陳述。

多くの人々の生活を根底から奪うという未曾有の被害からもう6年と半年が経とうとしています。しかし、被害を受けた方々は、事故から時が止まってるよ、と話されます。何事もなかったかのようにうつろう日々に苦悩されている方々がいます。

どんなに時が経とうとも、未だに被害は続き、その回復は果たされていません。

原発事故は人が起こした災です。その人災の責任と原因追究、被害賠償、2度と繰り返さないこと、この裁判は、一人一人の被害者が、国と東電に対し、それらを求めるものです。

現在、30世帯99名の原告の方々が闘っていらっしゃいます。今年も裁判期日前等に原告交流会を開いています。裁判への期待や不安、政府や東京電力への怒り、近況、弁護団への質問などを伺い、弁護団からは、訴訟について丁寧に説明をしてもらっています。

被害者の言葉にこそ、真実があります。その真実を裁判所がしっかりと受け止めてほしい、そして、裁判所だけでなく、傍聴の方々を始め、多くの人がその声を聞き、共感し、そのことが、この状況を変えていくことにつながっていくと、思います。

一方で、原発事故がなかったかのように進められる再稼働、支援打ち切りの政策の数々、あまりに理不尽なことが堂々と行われていく様に、被害者は諦めを強いられています。

強大な権力と闘うことはつらく苦しいことです。そんな中で、ふるさとを、仕事を奪われ、避難を強いられている方々が、怒りと悲しみとこれからの生活への不安・困窮に襲われながら、声を上げ続けています。私たちはその闘いを少しでも支えることができれば、と、取り組みを続けます。そして満席の傍聴席。それは会員の皆様のお一人お一人のご協力がなければ、かないません。

毎回の期日の際に、足を運んでくださる支援の会の皆さまにお会いし、想いを同じくする仲間が多くいることに勇気づけられます。

裁判所に公正な判決を求める署名は、現在6,500名を超えて集まっています。目標の1万までもうひと踏ん張り、改めて、皆様に署名のご協力をお願いいたします。

これから、裁判では、一人ひとりの被害を立証し、事故の責任を追及する丁寧な主張を積み重ねていきます。被害の形は決して一括りにはできません。現地検証を求め、原告本人尋問の準備も始まります。専門家証人の証言も準備されています。

支援する会も結成後3年が過ぎ、次回期日10月4日の裁判終了後に総会を開き、会員の皆様に、この1年の活動報告、会計報告を行い、今後1年の活動方針について議論をしたいと思っています。ぜひ、皆様足をお運びください。

2017年度福彩支援・年次総会のお知らせ

（10/4 福彩訴訟第18回期日・報告集会終了後に予定）

☞ 福島原発さいたま訴訟を支援する会総会

- 2016年度の活動報告
- 規約と役員人事報告
- 会計報告
- 会計監査報告
- 2017年度活動方針の確認

【2017年度・福彩支援活動方針】（昨年度方針を継続）

1）原告と弁護団の闘いを支え、勝利するまでともに歩んでいきます。
2）裁判の内容を広く伝える広報活動と集会を行います。
3）原告と連携して原告・支援者交流会を開催します。
4）裁判の傍聴と報告集会に参加します。毎回の法廷をいっぱいに!!
5）会員を拡大しカンパを募ります。

福島原発さいたま訴訟を支援する会　役員（2017/10/4）

代　　表　北浦　恵美
会　　計　内田　ちか・森　斌
会計監査　前田　妙子
運営委員　愛甲　　裕・猪俣　　正
（50音順）　岡本　卓大・井草　志乃
桂川　　潤・川村　由香
小林　哲彦・前田　俊宜
松浦麻里沙・湯澤　安治
吉廣　慶子

福彩訴訟の経緯と活動報告（2017/10/4 現在）

2014/3/10　福島原発事故で故郷を追われ埼玉に避難した被災者6世帯16名が、国と東電を相手どった損害賠償請求訴訟（福島原発さいたま訴訟／略称：福彩訴訟）をさいたま地裁に提訴

2014/5/21　福井地裁、関西電力大飯原発3，4号機の運転差し止めを命じる歴史的判決

2014/6/18　さいたま地裁101号法廷（脇 由紀裁判長）にて福彩訴訟・第1回口頭弁論。一般傍聴席33席に対して50人以上の傍聴希望者が集まる。原告男性が「国と東電はきちんと責任を認めてほしい」と意見陳述。被告側は請求の棄却を求める。閉廷後に**「福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）」結成集会。**

2014/7/26　「福彩支援ニュース」第1号発行。
裁判の内容を広く伝える広報活動の一環として、**以降、「福彩支援ニュース」を期日後一ヶ月以内に継続して発行。**

2014/9/24　福彩訴訟・第2回口頭弁論。東電側代理人が「責任論云々の論議は必要ない、損害論の方を早く進めたい」と陳述し原告側が強く反発。**以降、裁判終了後に報告集会と懇親会を開催**

2015/1/19　福彩訴訟・第2次追加提訴
→ 第一次訴訟の原告と合流し、原告者数は13世帯46名に

2015/8/25　福彩訴訟・第3次追加提訴
→ 通算の原告数は20世帯68人に。

2016/1/27　福彩訴訟・第9回口頭弁論
「津波高15m超は想定外」と主張する東電が、じつは2008年時点で「津波対策は不可避」と想定していた内部文書を、原告弁護団が入手し公開。対応を先送りした東電の重過失が明るみに。
裁判に先立って、**第1回の福彩訴訟原告交流会**。
以降、原則として裁判期日の開廷前に原告交流会を開催。

2016/2/18　仕事を失い精神疾患を発症した自主避難者の損害賠償請求訴訟で、京都地裁が3,000万円の支払いを東電に命じる。「自主避難者」に対する東電の賠償責任が認められた初の判決。

2016/3/20　上映実行委員会形式で「日本と原発」の続編となるドキュメンタリー映画「日本と原発　4年後」を上映。
（市民会館うらわ／有料入場者数212名）
ベラルーシ共和国ホイキニ市の副市長ジャーナ・チェルニャヴスカヤさんが「チェルノブイリ事故の被災地からの報告」を行う。

2016/4/13　福彩訴訟・第10回口頭弁論
弁護団、原告の「避難の正当性」を主張し、津波の予見可能性の可否に関する国の反論をきびしく批判。
「福島原発さいたま訴訟の公正な判決を求める署名」を開始

2016/6/30　「福彩支援」の会員数が180名に

2016/7/12　政府、南相馬市において設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域を一方的に解除

2016/6/22　福彩訴訟・第11回口頭弁論
冒頭、東電代理人が「書面が届くのが遅かったので、原告側の意見陳述が準備書面の範囲にとどまるのか確認できないから陳述は認められない」と主張。弁護団は強く抗議。裁判長も「わたしが見る限り、特に問題はない。意見陳述が準備書面の範囲を越える場合があれば、その都度申し立てればいい」と筋を通し、原告側代理人弁護士の意見陳述を認める。

原告側代理人は「全電源喪失への対応については、法規制がなかったから、規制できなかった」とする国の主張を追及。さらに東京電力の「低線量被ばくだから影響がない」との主張に反論。

2016/8/10　福彩訴訟・第12回口頭弁論
原発への段階規制論を手前勝手に解釈する国を原告弁護団が厳しく糾弾。閉廷後、2016年度福彩支援年次総会

2016/10/5　福彩訴訟・第13回口頭弁論
「責任論」の論議を尽くし、焦点は「損害論」へ。

2016/12/13　福彩訴訟・第4次追加提訴
→ 通算の原告数は30世帯99人に。

2017/1/11　福彩訴訟・第14回口頭弁論
原告側、避難の正当性を主張し、原発事故の補償基準を自賠責保険に準じるとする原賠審の基準策定（中間指針等）を批判。

2017/3/5　上映実行委員会形式で「太陽の蓋」自主上映会
（さいたま共済会館／有料入場者数 106名）

2017/3/17　前橋地裁（原道子裁判長）、**国と東電の賠償責任を認定**

2017/3/22　福彩訴訟・第15回口頭弁論
第4次追加提訴から合流した広野町在住の女性原告が意見陳述。

＊2017/3月末をもって、福島県は自主避難者への住宅支援を打ち切り。2017年3月31日には浪江町、飯館村、川俣町山木屋、4月1日には富岡町の居住制限区域、避難指示解除準備区域が避難指示解除となり、 避難指示解除準備区域7469人、居住制限区域7858人の計1万5327人（1月末現在）が”新たな自主避難者”となる。

2017/5/24　福彩訴訟・第16回口頭弁論
→ 裁判長が脇由紀氏から岡部純子氏に交替。

2017/7/19　福彩訴訟・第17回口頭弁論
「弁論更新」となったこの期日で、国と東電が初めて口頭で意見陳述を行い、「原告らの主張には理由がない」と強調。

2017/10/4　福彩訴訟・第18回口頭弁論
2017年度福彩支援年次総会。会員数は2017年6月末で 199名
「公正な判決を求める署名」、8/17時点で、6,526筆。
→ 一万筆をめざして、さらなる拡大へ。

福島原発さいたま訴訟を支援する会　決算報告

2016年7月1日～2017年6月30日

収入

項　　目	金　額
前年度繰越	685, 803
会費	136, 000
カンパ	120, 697
「太陽の蓋」チケット	116, 953
その他（預金利子・他）	20, 664
合計	1, 080, 117

支出

項　　目	金　額
ニュース発行（Ｎｏ11～15・臨時）	134, 879
裁判資料作成（12～16 回）	19, 392
通信費	559
「太陽の蓋」上映費用	51, 894
原告の集い（5～9 回）	17, 606
その他（懇親会茶菓子等）	39, 271
合計	263, 601

残額：1,080,117円－263,601円＝816,516円は、次年度に繰越します。

上記のとおり報告致します

2017年7月1日

代表 北浦恵美、会計 内田ちか・森 斌、会計監査　前田妙子

福島原発さいたま訴訟を支援する会　会員

2017年6月30日現在　**199名**

都道府県・埼玉県市町村	会員数
東京都	19 名
神奈川県	7 名
長崎県	2 名
千葉県・宮城県・福島県・大阪府	各 1 名
埼玉県	167 名
さいたま市	61 名
所沢市	31 名
久喜市	13.名
川越市	9 名
新座市	6 名
三郷市	5 名
川口市	4 名
上尾市・秩父市・越谷市・加須市・朝霞市・志木市	各 3 名
戸田市・ふじみ野市	各 2 名
蕨市・吉川市・羽生市・蓮田市・入間市・狭山市・日高市 飯能市・北本市・春日部市・和光市・長瀞町・伊奈町 皆野町・三芳町・寄居町	各 1 名

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人（50音順、2017/6/30現在）

梓澤　和幸　弁護士、NPJ 代表
安藤　聡彦　埼玉大学教授
石川　逸子　詩人、作家
池田こみち　環境行政改革フォーラム副代表
礒野　弥生　東京経済大学現代法学部教授
井戸川克隆　前双葉町長
宇都宮健児　元日本弁護士連合会会長
菊一　敦子　環境・消費者運動
久野　勝治　星陵大学教授・東京農工大学名誉教授
小島　　力　福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人
小林　　実　十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
後藤　正志　元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長
篠永　宣孝　大東文化大学教授
菅井　益郎　国学院大学教授
須永　和博　獨協大学外国語学部
高橋千劔破　作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事
田中　　司　立教小学校元校長
暉峻　淑子　埼玉大学名誉教授
松本　昌次　編集者・影書房
三浦　　衛　図書出版・春風社代表
水島　宏明　ジャーナリスト、法政大学教授
山田　昭次　立教大学名誉教授（日本近代史）
渡邉　　泉　東京農工大学准教授

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です**（**口座番号：00130-7-550500　郵便振替口座名：福彩支援**）

ご住所、お名前、連絡先（email orお電話番号）を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。
☞ 銀行名：ゆうちょ銀行／金融機関コード：9900／店名：〇一九店(ゼロイチキュウテン)／店番：019／預金種目：当座／口座番号：0550500

福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）▶ ウェブサイト：http://fukusaishien.com/
＊吉廣慶子（みさと法律事務所）
341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MT ビル 2F みさと法律事務所　tel：048-960-0591　fax：048-960-0592
＊北浦恵美　Email：apply@fukusaishien.com　tel：04-2943-7578　fax：04-2943-7582